平成24年度臨時評議員会議事録

日 時 平成25年3月27日(水) 14:00~

場 所 グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 1階 「暁光」

出席者 山本征悦(陸上競技)、青木剛(水泳)、福井一也(サッカー)、谷雅 雄(スキー)、内山勝(テニス)、木村新(ボート)、永井東一(ホ ッケー)、二木英徳(体操)、木内貴史(バスケットボール)、前田 彰一(セーリング)、岡本実(ウエイトリフティング)、市原則之(ハ ンドボール)、笠井達夫(ソフトテニス)、宗像豊巳(軟式野球)、 山内英樹(馬術)、小野沢弘史(柔道)、笹田嘉雄(ソフトボール)、 来栖行正 (ライフル射撃)、福本修二 (剣道)、木本由孝 (近代五種)、 真下昇 (ラグビーフットボール)、島田晴男 (アーチェリー)、栗原茂 夫(空手道)、建部彰弘(アイスホッケー)、中村ゆり子(なぎなた)、 後勝(野球)、東敏昭(綱引)、萩原俊次(少林寺拳法)、遠藤容弘 (ゲートボール)、竹田恆正(ゴルフ)、宮本英尚(パワーリフティン グ)、中山正夫(トライアスロン)、衣笠剛(バウンドテニス)、知念 かおる(エアロビック)、白髭俊穂(北海道)、武田哲郎(青森)、 佐藤博俊(宮城)、鈴木洋一(秋田)、野田伸(群馬)、三戸一嘉(埼 玉)、荒川昇(千葉)、中野英則(東京)、高橋悟(神奈川)、中澤 正徳(山梨)、棚橋進(新潟)、島田徳一(長野)、下村修(富山)、 柱山嗣廣(石川)、丹羽治夫(福井)、竹原悠子(静岡)、村木啓作 (愛知)、田中敏夫(三重)、増田和貴(滋賀)、橋詰澄雄(京都)、 岩﨑清彦(大阪)、飯田賢良(兵庫)、福井基雄(奈良)、星香里(和 歌山)、油野利博(鳥取)、和田義己(島根)、松井守(岡山)、太田 三宜(山口)、高井信一(香川)、梅野哲雄(福岡)、相良哲朗(佐 賀)、高谷信(長崎)、城長眞治(熊本)、渚洋行(大分)、廣田彰(宮 崎)、髙城国昭(鹿児島)、仲皿正伸(沖縄)、吉田秀博(障害者)、 塩田壽久(中体連)、高橋眞琴(女子体連)、三田清一(学経)、帖佐 寛章(学経)、寺澤正孝(学経)、日比野弘(学経)、久保博(学経) の各評議員

(理 事)張富士夫会長、佐治信忠、森正博、監物永三、岡崎助一、泉正文、 臼井秀明、宇津木妙子、大野敬三、川口三三夫、坂口和隆、坂本祐 之輔、篠宮稔、下岡博司、霜觸寛、竹田恆和、田中道博、林辰男、 福島修、不老浩二、横川浩、横嶋信生の各理事

(監事)中村正彦、村田芳子の各監事

(公認会計士) 進藤直滋公認会計士 他 3名

評議員総数110名、うち出席79名で、定款第23条により評議員会成立。 議事に先立ち、一昨年3月11日に発生した「東日本大震災」から2年が経過し、 お亡くなりになられた方々のご冥福を祈り黙祷を捧げた。

また、本評議員会の議長について、定款第20条第3項及び評議員会規程第3条において、「評議員会の議長は出席した評議員の互選により選任する」となっており、昨年6月開催の平成24年度定時評議員会において、荒川昇評議員を本年度一年間の対応として議長に選出していることから、荒川評議員を議長に議事に入った。

議 案

第1号 議事録署名人の選出について

(議長)

定款第24条第2項において、「議事録には議長及び評議員会に出席 した理事及び評議員のうちから、選出された議事録署名人2名以上が、 記名押印する」とあることから、荒川議長の他に、横川浩理事、及び埼 玉県体育協会の三戸一嘉評議員にお願いすることについて、これを諮り、 出席評議員全員一致で可決された。

第2号 平成25年度事業計画及び予算について

(岡崎専務理事、川口事務局長)

平成25年度事業計画は、「I.事業方針」、「II.事業内容」及び「II.組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「I.事業方針」については、本会創立100周年を期に公表した「スポーツ宣言日本~21世紀におけるスポーツの使命~」に謳う「スポーツの使命」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

また、「スポーツ基本法」の施行や「スポーツ基本計画」の策定などのスポーツを取り巻く様々な動向、「スポーツ宣言日本」の趣旨を踏まえ、「スポーツ振興 2008」の見直しを行い、本年 6 月を目途に「21 世紀の国民スポーツ推進方策-スポーツ推進 2013-」を策定する計画としていることから、平成 25 年度当初は「スポーツ振興 2008」を基本としつつ、「スポーツ推進 2013」策定後は、示された課題の達成に向けて、各種事業を積極的に推進する。

さらに、昨今のスポーツ現場における暴力行為等問題への対応として、スポーツ界が一丸となった「暴力行為等根絶」に向け積極的に取り組んでいく。

「Ⅱ.事業内容」について、「国民体育大会等開催事業」は、国民体育大会開催事業、日本スポーツマスターズ大会開催事業を、従前通り実施する計画とした。

両大会の実施にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進するなど、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

「スポーツ指導者・組織育成事業」は、指導者養成事業及び研修事業を中心とした諸事業を推進し、スポーツ指導者の養成と資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図るとともに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

また、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組むほか、都道府県 体育協会及びスポーツ少年団組織の整備・強化に取り組む計画とした。

なお、東日本大震災復興支援事業については、平成23年度から実施 している「スポーツこころのプロジェクト」をはじめ、スポーツ少年団 登録料及び国民体育大会参加者負担金の免除について、引き続き実施す る計画としている。

本事業では、国民一人ひとりの多様なスポーツへの関わりに配慮し、 人々がスポーツに参画できるよう総合型クラブの運営やスポーツ少年団 活動の充実を図るとともに、人々のスポーツへの関わりを支援していく、 より質の高いスポーツ指導者の育成を充実することに取り組む他、誰も が容易にスポーツに参加できる環境を整え、スポーツを核とした新しい 地域社会(コミュニティ)の構築に向けた組織基盤の整備に取り組んで いく。

「国民スポーツ推進PR事業」は、広報資料作成事業をはじめ、小・中学生向けスポーツニュース配信事業などの5事業に取り組む計画とした。特に広報活動の推進にあたっては、本会「広報規程」及び「広報活動基本方針」に基づく積極的な広報活動を通して、本会のブランディング向上を目指す。

また、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン事業の積極的な 実施を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地で、人々 の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成 に努める。

「スポーツ顕彰事業」は、公認スポーツ指導者表彰事業をはじめ日本 スポーツグランプリ顕彰事業などの4事業を、従前同様実施する計画と した。

「スポーツ国際交流事業」は、従前同様のアジア地区スポーツ交流事

業及び日独スポーツ交流事業を実施する計画とした。

本事業では、交流を通じてフェアプレー精神の周知と実践を行うとともに、積極的に異文化の理解を深める取り組みを行い、諸外国との相互理解を深め、友好・親善を図っていく。

「青少年スポーツ育成事業」は、スポーツ少年団の更なる発展を図る 諸事業を推進するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図る事業 を通じて、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

また、各種講習会・研修会等を通して、スポーツ少年団指導者及び関係者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、スポーツ医・科学研究事業としての諸事業を実施する他、ドーピング検査等実施事業として、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力・連携して継続実施するとともに、国民体育大会ドーピング検査とドーピング防止教育・啓発活動を推進していく計画とした。

「スポーツ会館管理運営事業」、「マーケティング事業」、「出版物 等販売事業」については、計画のとおり各事業に取り組むこととした。

「その他本会が推進する事業」は、本会と関連する各種団体と連携・協力して各事業に取り組むこととした。

「Ⅲ.組織運営及び財政の確立」は、これまで説明した各種事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に、事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体とも、より一層の連携を図ることとした。

一方、現在の社会状況の下、財源の確保が非常に難しい状況であることから、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等へ本会の推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとした。

平成25年度予算について、「収支予算書」、「収支予算書総括表」、「損益計画ベースの収支予算書」を提示し、次のとおり説明。

「事業活動収支の部」の事業活動収入では、「補助金等受入収入」から「その他の収入」までの事業活動収入合計額は、4億6千5百85万2千円増の71億6千2百95万9千円を計上した。

「補助金等受入収入」では、「文部科学省委託金」は、委託事業の実施予定がないため収入計上していない。「競輪公益資金補助金」は、JKA

の補助金交付方針として、平成25年度から補助事業区分における上限金額が設定されたことにより、改めてJKA補助事業を見直した結果、減額要望となった。「日本馬主協会連合会助成金」は、平成24年度実績額を計上したことによる減額。「スポーツ振興基金助成金」は、JKA補助事業であった「全国スポーツ少年大会」を振り替えたことによる増額。

「スポーツ振興くじ助成金」は、「総合型地域スポーツクラブ創設支援 事業」、「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」、「総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業」の対象クラブ数の減等に伴う減額。「ミズノスポーツ振興財団助成金」は、日本スポーツ少年団創設50周年記念事業等の終了による減額。

以上のことから、「補助金等受入収入」は、総額で5億1千5百7万 2千円減の35億4千1百42万7千円を計上。

なお、従来、寄付金収入に計上していた「上月スポーツ・教育財団助 成金」は、平成25年度から補助金等収入に計上。

「寄付金収入」では、「財界募金」および「一般寄付金」において、 2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致の寄付金収入を見込み、 総額で、9億2千1百72万8千円増の12億7千5百47万6千円を 計上。

「事業収入」では、「事業負担金収入」の減額を見込んだが、「審査料、認定料収入」、「広報出版事業収入」において、公認スポーツ指導者の講習・試験免除適応コース受験者の増、「協賛金収入」の増額を見込み、総額で4千1百57万8千円増の14億5千8百94万4千円を計上。

事業活動支出について、事業費支出、管理費支出の事業活動支出合計額は、事業費支出「スポーツ指導者・組織育成事業<公2>」において、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致にかかる免税募金交付金の増額計上により、3億7千5百3万9千円増の72億1千3百44万1千円を計上。

「投資活動収支の部」の投資活動収入については、特定資産取崩収入、 貸付金返済受入収入の投資活動収入合計額は、日本スポーツ少年団創設 50周年記念事業の終了、都道府県組織基盤整備事業の縮小に伴う特別 事業引当特定資産の取崩し額の減額により、9千2百17万7千円減の 1億2千3百32万3千円を計上。投資活動支出については、特定資産 取得支出、貸付金支出の投資活動支出合計額は、特別事業の「日本スポーツ少年団創設50周年記念事業」終了と「都道府県体育協会組織基盤整備事業」の縮小に伴う減額、会館修繕引当資産を計上しないことにより、 8千6百16万円減の7千2百34万1千円を計上。 「予備費」は、前年度予算額と同額の50万円を計上。

以上、収入における「事業活動収入」、「投資活動収入」の合計額と、 支出における「事業活動支出」、「投資活動支出」、「予備費」の合計 額は収支同額となるよう編成した。

損益計算(正味財産増減計算)ベースの収支予算書「一般正味財産増減の部」について、経常増減の部の経常収益は、71億6千2百95万9千円、経常費用は、72億2千72万3千円となった。

さらに、「賞与引当金繰入」、「退職給付費用」、「減価償却費」等を計上したことにより、「収益」と「費用」の差である当期経常増減額は、5千7百76万4千円の費用の超過となり、当期一般正味財産増減額は、5千7百76万4千円の減額となった。

この点については、平成24年度決算及び補助金・助成金の確定を経て、改めて編成いたします平成25年度第一次補正予算において、可能な限り正味財産の減額が生じないよう努めていく所存である。

最後に、短期借入金限度額について、スポーツ振興くじ助成事業が28億円を超す事業費総額となり、平成25年度期中における本会運転資金の不足が見込まれるため、この対応準備として平成24年度と同額の20億円としたい旨併せて説明。

以上、平成25年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第3号 定款の変更について

(川口事務局長)

評議員については、定款第5章「評議員」第16条において、現行では、「この法人に評議員106名以上120名以内を置く。」と規定されている。その内訳については、評議員及び役員選任規則第2条で「(1)各加盟団体を母体とし評議員会が推薦するもの106名以内、(2)理事会が推薦する学識経験者14名以内」とも規定されている。

現行の定款を制定した平成23年4月時点では、本会加盟団体は、競技団体55団体、都道府県体育協会47団体、関係スポーツ団体4団体の計106団体であったが、その後、平成23年6月に日本バイアスロン連盟、平成24年6月には日本スポーツチャンバラ協会が新たに加盟し、平成25年3月現在、競技団体57団体、都道府県体育協会47団体、関係スポーツ団体4団体の計108団体となった。

さらに、本日新規に加盟する団体について審議するとともに、現在、 加盟申請を希望している競技団体がある。

以上のように、本会への加盟団体の増加傾向を考慮すると、現行の定 款及び規則の定数では、新たな加盟団体を母体とした評議員を選出する ことが困難となることから、定款第16条に定める「この法人に評議員 106名以上120名以内を置く。」記載内容を変更し、評議員定数の 上限を130名以内とする評議員の増員と定款変更に伴う附則7の追記 について諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第4号 本会への加盟申請団体について

(岡崎専務理事)

去る1月24日に、「一般財団法人日本ドッジボール協会」から、12月25日に、「公益財団法人全国高等学校体育連盟」から、それぞれ本会に提出された加盟申請書に基づき、加盟団体規程及び加盟審査申請要項に定める「全国統括団体としての資格」ならびに「組織機構の内容」等について審査し、去る3月13日開催の第6回理事会において、本会加盟団体とすることについて了承されている旨を説明。

ついては、「一般財団法人日本ドッジボール協会」及び「公益財団法 人全国高等学校体育連盟」を加盟団体とすることについて諮り、原案ど おり出席評議員全員一致で可決された。

なお、当該団体の利害関係のある評議員は、議決を回避した。

第5号 評議員候補者の推薦について

(岡崎専務理事)

本会の評議員については、議案第3号において、定款第16条において人数を定めておりますが、加盟団体を母体とする評議員のうち、全日本銃剣道連盟の川井武彦氏、日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟の塚田芳樹氏、日本カーリング協会の佐藤厚氏、山形県体育協会の佐藤道隆氏から、本会評議員を退任する旨の届出があった。以上の4名の方々が退任することにより、加盟団体を母体とする評議員の現在数は、101名に、学識経験評議員9名を加えた評議員総数は110名となり、定款に定められた数は満たしているものの加盟団体と連携・協力した本会事業を進めていく上で、後任の評議員を早急に選任する必要がある。

ついては、「評議員及び役員選任規則」第2条(1)により、各加盟団体を母体とし、評議員会が推薦する評議員候補者として、資料に記載の全日本銃剣道連盟の片山幸太郎氏、日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟の荒井久也氏、日本カーリング協会の浪岡正行氏、山形県体育協会の小川潔氏の計4名に加え、昨年6月に本会に加盟した日本スポーツチャンバラ協会から推薦のあった田邊哲人氏を、評議員候補者として、評議員選定委員会に対して推薦したい旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

報告事項

1. スポーツ界における暴力行為根絶の対応について (岡崎専務理事)

スポーツ界における暴力行為等については、1月8日に大阪の高等学校で起きた問題が発覚した後、1月29日に、柔道女子日本代表監督による代表選手への暴力問題が発覚した結果、2月5日には、文部科学大臣メッセージ「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」が公表された。

そのような中、本会では暴力行為根絶に向け、以下の通り対応を行ってきた。

- ○1月21日、大阪の桜宮高校バスケットボール部員の問題に対応して、加盟団体に対し、張会長名による「スポーツ指導者の指導対応について」の通知文を発信した。
- ○2月7日、文部科学大臣メッセージ公表後、加盟団体に対し、張会 長名による「スポーツ指導における暴力根絶への対応について」の 通知文を、再度発信した。
- ○2月14日、公認スポーツ指導者に対して、指導者育成専門委員会 監物委員長名により「スポーツ指導現場における暴力根絶について」 のメッセージを発信した。
- ○2月25日、スポーツ少年団関係者に対して、日本スポーツ少年団 坂本本部長名により「スポーツ少年団を支える皆様へ―活動現場から暴力を根絶しよう―」のメッセージを発信した。
- ○2月25日、暴力行為根絶に向けた「張会長のメッセージ」を、改めて加盟団体等に対して発信した。
- ○指導者育成専門委員会では、2月12日に臨時委員会を開催し、今後の対応を検討するとともに、2月28日には「公認スポーツ指導者養成団体緊急連絡会議」を開催し、全団体の総意として暴力行為根絶の決議を行った。
- ○なお、張会長、指導者育成専門委員会 監物委員長及び日本スポーツ少年団坂本本部長のメッセージにつきましては、本会ホームページに掲出するとともに、3月10日発行の本会情報誌「Sports Japan」3月号及び臨時増刊号に掲載した。

その後、去る3月13日開催の第6回理事会において、暴力行為等根 絶に向けた本会の対応として、新たに次の取り組みについて承認を得た。

○スポーツ界における暴力行為根絶宣言の発出について、本会、JO C及び日本障害者スポーツ協会等が連携し、スポーツ界として暴力 行為根絶宣言を作成し、各団体及び加盟団体を通じて、暴力行為根 絶宣言の普及・啓発活動を実施する。

そのため、宣言作成委員会等の設置及び委員の人選については、張

会長と相談の結果、委員会名は「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた宣言文作成委員会」、委員は16名で構成することとし、 去る3月18日に第1回目の委員会を開催し、宣言文の表題は「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」とした。

○スポーツ界に暴力行為根絶に関する研修会・シンポジウム等の開催 は、本会、JOC及び日本障害者スポーツ協会等が連携し、暴力行 為根絶に関する研修会・シンポジウム等を開催する。

なお、この取り組みについては、来る4月25日に日本青年館大ホールにおいて、「スポーツ界における暴力行為根絶に向けて(仮題)」をテーマとして、1時間程度の「基調講演」と1時間半程度の「シンポジウム」を行い、「集い」の最後には、「暴力行為根絶宣言」の採択を行う計画としている。

参加者は、公認スポーツ指導者をはじめ、中央競技団体、都道府県体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中体連・高体連の役員、アスリートなどの関係者を対象に各主催団体を通して募集する。

○本会の倫理委員会の下に、スポーツ界における暴力行為等相談窓口 を設置した。

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」については、3月13日開催の第6回理事会でご承認を得、設置規程を3月13日付けにて施行した。

第1条の総則では相談窓口の設置目的を明記した。

第2条の体制は本会倫理委員会の下に相談窓口を置き、その事務は本 会事務局総務部の所掌と定めた。

第3条の相談内容の範囲は「倫理に関するガイドライン」に掲載する 項目を中心とする事案としている。

第4条の相談等の方法として、電話・電子メール等の利用方法を定め、 本会ホームページや情報誌により周知徹底を図ることとしている。

第5条の手続きは、相談窓口による相談者への速やかな確認、相談窓口から本会事務局担当部署及び当該加盟団体等への依頼、本会事務局担当部署及び当該加盟団体等による連携した対応、事案及びその対応結果の倫理委員会への報告、さらに、事案の内容に応じた倫理委員会の対応を定めた。

なお、紛争状態の事案については、相談者に対し、日本スポーツ仲裁 機構及び日本スポーツ振興センター等への相談を提案することとしてい る。この他、第6条では相談等で得た情報の保護について、第7条では 役職員の誠実な対応について定めたことを報告。

質疑応答

帖佐評議員(学識経験者)

スポーツ界における暴力行為根絶への対応について、組織的、全国的に進めていくためには、高野連やプロスポーツを含めたシンポジウムを開催してはどうか。過去にプロ野球のテレビ放映で、暴力行為がベンチ裏で行われたことが放映されているのを見て、非常に残念に感じたことがあった。

岡崎専務理事

貴重なご意見をいただき感謝いたします。他団体にも声をかけ、調整 していきたい。

2. 「21世紀の国体像~国体ムーブメントの推進~」の策定について (泉常務理事)

> 国民体育大会委員会では、平成22年度に「国体活性化プロジェクト」 を編成し、今後の国体改革について検討を重ね、昨年6月、「国体活性 化プロジェクト中間報告」を公表した。

> その後、都道府県体育協会、中央競技団体、開催県等の関係機関・団体等に対する説明会及び意見聴取を実施し、「21世紀の国体像~国体ムーブメントの推進~」として取りまとめ、3月7日に開催した国体委員会を経て、3月13日開催の第6回理事会へ付議し、承認された。

- 「I. これまでの国体改革の取組み」は、2003年以降の国体改革の取組みについて、その達成状況と今後の課題を整理した。
- 「Ⅱ. 国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向」、「2 スポーツ界の動向」では、現在見直しが行われている「21世紀の国民スポーツ推進方策2013」において検討されている内容、「3 スポーツ宣言日本」で示された21世紀における新しいスポーツの社会的使命について、スポーツ界の動向として注目した。

「Ⅲ.21世紀の国体像~国体ムーブメントの推進~」は、今後の国体を開催していく上での骨格となる内容を記載し、そのキーワードとして、「国体ムーブメントの推進」を掲げた。「国体ムーブメント」とは、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものとしている。

今後、「国体ムーブメント」の積極的な展開を通して「21世紀の国体像」を実現することによって、国体が「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たし、さらには、21世紀における新しいスポーツの社会的使命の達成を目指していきたい。

- 「Ⅲ. 21世紀の国体像〜国体ムーブメントの推進〜」に示す「21世紀の国体の目指す方向性(コンセプト)」では、これからの国体の新たなコンセプトとして、
 - (1)国体を通した地域の活性化~「元気な日本社会」の創造~
 - (2)国体を通したスポーツ文化の浸透~スポーツとともにある社会の実現~
- (3)国体を通したアスリートの発掘・育成・強化〜地域から世界へ〜の3つを掲げている。
- 「2.目的・性格」については、現行の「国民体育大会開催基準要項」 に定める目的と性格が、前述のコンセプトの内容を包含したものとなっ ていることから、この目的と性格を今後も踏襲する。
 - 「3. 大会の位置付け」については、3つのコンセプトと関連した、
 - ①各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ 大会
- ②国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会 ③将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会 としている。
- 「4. 実施方法」については、これまで国体が、我が国のスポーツ振興に大きく寄与してきたことなどを踏まえ、当面、①毎年開催、②都道府県持回り開催、③都道府県対抗、④開催県のフルエントリーの4点を基本としている。
- 「IV. 国体の充実・活性化に向けた取組み」としては、国体の充実・活性化を図るための中長期的な取組みについて記載している。
- 「1. 具体的な取組みの内容」では、(1)「国体ムーブメント」の積極的な展開、(2)少年種別(ジュニア世代)の充実、(3)各競技会の実施規模等の見直し、(4)冬季大会の活性化の4点に取り組むこととする。この取組みについては、平成35年の第78回大会を達成目標とし、今後、適宜ワーキンググループを設けるなどして、より詳細な内容やとり進め方法を検討していく。
- 特に、(1)「国体ムーブメント」の積極的な展開では、「21世紀の国体の目指す方向性(コンセプト)」を多くの人々に伝え、理解を深めるため、開催県や全国において、「国体ムーブメント」の取組みを積極的に展開していく。

「2. 引き続き検討が必要な事項」に示した取組みについては、今後、平成28(2016)年度を目途に検討結果をまとめることとしている。

特に、中間まとめにおいて提案していた「表彰制度の見直し」については、 各方面から様々な意見が出されたことから、「国体活性化プロジェクト」に おいて再度検討を重ね、当面、現行の「競技得点」方式による表彰制度を継 続する。

表彰制度については、今後、現行の「競技得点」方式おける課題を整理し、 改めて見直しを検討する。

今後、「21世紀の国体像」の実現に向けた「国体ムーブメント」の推進 にあたっては、都道府県体育協会や中央競技団体、開催県等の関係機関・団 体等と一層の連携を図って取組む必要があることを報告。

3. その他

事務局より、平成25年度理事会及び評議員会の開催日程について 確認した。

以上の諸報告をいずれも了承した。

次期役員候補者の選定

1. 次期役員候補者の選定について

今回の次期役員候補者の選定は、来る6月26日開催の平成25年度 定時評議員会での「次期役員の選任」に先立ち、次年度事業の円滑な推 進を図るため、定款第20条に則り、臨時評議員会にて「次期役員候補 者の選定」を行うものである。既に、次期役員改選の手順については、 昨年7月11日開催の第3回理事会にて承認を得、8月9日付で各加盟 団体に報告済である。

「評議員及び役員選任規則」第3条にて、理事候補者は、(1)加盟競技団体が互選により推薦する者9名以内、(2)加盟都道府県体協等が互選により推薦する者9名以内、(3)理事会が推薦する学識経験者10名以内、(4)この第3号の学識経験者のうち3名は、①都道府県体育協会連合会幹事長、②日本スポーツ少年団本部長、③本会事務局長を推薦するものとなっている。

また、同規則第4条において、監事候補者の推薦については、本会の 定款に定める2名又は3名の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するこ ととなっている。

上記のことから、(1)加盟競技団体が互選により推薦する者として、 日本体育協会競技団体評議員連合会総会から推薦のあった候補者9名、 (2) 加盟都道府県体育協会等が互選により推薦する者として、各ブロックから推薦のあった候補者9名、(3) 理事会が推薦する学識経験理事候補者として、「次期役員候補者選定委員会」の審議を経て、理事会から推薦のあった候補者7名について、定款第23条第3項により候補者ごとに諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

なお、選定の対象となる評議員は、議決を回避した。

 (1)加盟競技団体が互選により推薦する者(9名) 横川浩氏(日本陸上競技連盟副会長) 泉正文氏(日本水泳連盟専務理事) 松崎康弘氏(日本サッカー協会常務理事) 林辰男氏(全日本スキー連盟理事) 不老浩二氏(日本バレーボール協会評議員) 監物永三氏(日本体操協会副会長) 前田彰一氏(日本セーリング連盟専務理事) 宇津木妙子氏(日本ソフトボール協会常務理事) 有竹隆佐氏(全日本空手道連盟専務理事)

(2) 加盟都道府県体育協会等が互選により推薦する者 (9名)

白髭俊穂氏(北海道体育協会専務理事)

佐藤和彦氏 (山形県体育協会常務理事)

大野敬三氏 (千葉県体育協会専務理事)

柱山嗣廣氏 (石川県体育協会専務理事)

柴田益孝氏(岐阜県体育協会専務理事)

真野正道氏 (大阪体育協会専務理事)

川口一彦氏(鳥取県体育協会専務理事)

分木秀樹氏 (徳島県体育協会専務理事)

翁長良成氏 (沖縄県体育協会副会長)

(3) 理事会が推薦する学識経験者 (7名)

岡崎助一氏(日本体育協会専務理事)

勝田隆氏(仙台大学教授)

佐治信忠氏 (サントリーホールディングス株式会社取締役会長 兼社長)

竹田恆和氏(日本オリンピック委員会会長)

張富士夫氏(トヨタ自動車株式会社取締役会長)

樋口久子氏(日本女子プロゴルフ協会相談役)

ヨーコ・ゼッターランド氏 (スポーツコメンテーター)

次に、監事候補者として「次期役員候補者選定委員会」の審議を経て 理事会から推薦のあった候補者について、定款第23条第3項により候 補者ごとに諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

中村正彦氏 (東京都新都市建設公社理事長) 村田芳子氏 (日本女子体育連盟理事長)

以上により選任された次期役員の任期は、本年6月26日開催の定時 評議員会終結の時から、平成27年6月開催予定の定時評議員会の終結 の時までとなること、承認された理事候補者については、出身団体等の 役員改選に伴い、変更が生じた場合、推薦団体との協議を経て、改めて 定時評議員会へ諮ること、学識経験理事候補者のうち「評議員及び役員 選任規則」第三条(4)に規定する都道府県体育協会連合会幹事長、日 本スポーツ少年団本部長、本会事務局長の3名については、現時点で、 確定していないため、来る6月5日開催予定の第2回理事会での議を経 て、定時評議員会で選任することについて説明。

最後に、事務局より、この後に開催する第15回秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び受賞祝賀会の案内を行った。

以上の全議事を終え、15時10分閉会。

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名 公益財団法人日本体育協会 総務部総務課長 岩田 史昭 総務部総務課係長 金谷 英信